

竹島の領土権確立のために

島根県総務部総務課管理監 藤原 弘

戦後、五〇年以上にわたって韓国が不法占拠を続ける竹島。日本海の礎として重要な位置にある竹島は、海洋立国を目指す国策の今後を大きく左右する存在でもある。「竹島の日」を制定し、史実に基づく冷静な議論から真の解決を導こうとする島根県の努力に、国はどう応えてゆくのか。

韓国の不法占拠が続く竹島

日本海に浮かぶ島根県竹島は、隠岐島から北西約一五七キロに位置し（図1）、歴史的にも国際法的にも日本固有の領土です。しかし皆さんもご存知のとおり、韓国が一方的に「李承晩ライン^{りしょうばん}」を設定した昭和二七（一九五二）年以降、多数の日本漁船が拿捕されるなど、韓国による不法占拠が五〇年以上も続いており、現在も領有を既成事実化するために、一般人の居住や観光船の就

航など、わが国にとって許しがたい行為を重ねています。また、竹島問題は、日本海における漁業秩序の問題にも悪影響を及ぼし、平成一一（一九九九）年一月に発効した「日韓漁業協定」により設定された暫定水域（図2）は、両国が共同利用、共同管理すべき水域にもかかわらず、韓国漁船に事実上占領され、無秩序な操業により資源の枯渇が懸念されています。

もとより領土問題は国家間の問題であり、両国の外交努力により平和的に解決されるべきものですが、現在まで日韓両国の外交交渉はまったく進展せず、逆に問題が

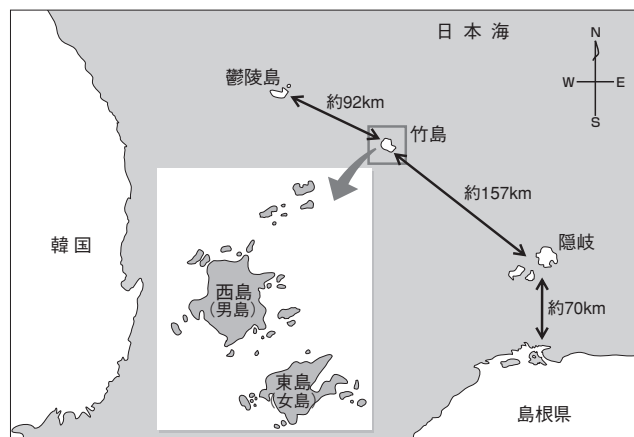


図1 竹島位置図



図2 日韓漁業暫定水域図

風化することすら懸念される状況にありました。しかし、同一七(二〇〇五)年三月に島根県議会において議員提案による「竹島の日を定める条例」が可決され、これを契機に竹島問題への関心は飛躍的に高まりました。一昨年六月には、多くの県民の方にも署名をしていただいた「竹

島の領土権の早期確立に関する請願」が衆参両院本会議で採択され、同年七月に開催された全国知事会で竹島問題に関する「緊急声明」が全会一致で採択されるなど、国民世論の喚起という点では大きな成果が現れており、これに対応した政府の具体的な動きが強く望まれます。

島根県では国に対し、

- ① 国際司法裁判所への提訴を含めた新たな外交交渉の進展を図ること。
 - ② 排他的経済水域(EEZ)の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。
 - ③ 北方領土と同様に、国において竹島問題を所管する組織を設置し、国が国民への啓発活動に主体的に取り組むこと。
 - ④ 学校教育において竹島問題を積極的に扱うため、学習指導要領に竹島を取り上げること。
- を最重点項目として要請しています。

竹島をめぐる領有権争いの経緯

竹島は、島根県隠岐郡隠岐の島町に属し、隠岐島の北西約一五七キロ、北緯三七度一四分、東經一三一度五二分に位置し、東西の二主島と数十の岩礁からなり、その総面積は二万九千六百七平方メートルで、東京ドームの約五倍の広さがあります。島は飲料水にも乏しく、人の常

住には適しませんが、島の周辺一帯は南からの対馬暖流と北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類の種類、数量ともに極めて豊富です。

排他的経済水域二〇〇カイリ時代を迎えた今日、竹島周辺海域は、島根県のみならず、わが国にとって水産業の発展と水産資源の確保の観点から非常に大きな価値をもっているといえるでしょう。

竹島の領有権をめぐる日本と韓国の争いは、昭和二七

かつては「リャンコ島」と呼ばれた竹島の全景。



昭和28（1953）年6月、島根県と海上保安庁が合同で竹島に建てた領土制札。



かつて竹島で営まれていたアシカ猟。



明治38（1905）年2月22日の「島根県告示第40号」原本。



(一九五二)年一月一八日、韓国の李承晩大統領が一方的に海洋主権宣言(いわゆる「李承晩ライン宣言」)を発し、竹島をこの李承晩ラインの中に囲い込んだことに始まります。

その後、日韓両国は互いに領有権主張を繰り返し、調査団の派遣、相手国の措置に対する抗議などが続いていたが、同二九(一九五四)年、韓国は武装要員を常駐させ竹島を占拠しました。

同三五(一九六〇)年、政權交替により一二年間の李承晩政治が終わり、両国間の対話も進みました。同四〇(一九六五)年、「日韓基本関係条約」が締結され国交が正常化しましたが、期待された竹島問題の解決はなりませんでした。

同五三(一九七八)年四月、韓国は自国沿岸から一二カイリを領海とし、以後竹島周辺一二カイリからわが国の漁船を締め出しました。

現在竹島は、韓国側が灯台、見張場、兵舎などを築き、警備員を常駐させて不法占拠を続けています。このため、わが国の施政権の行使が妨げられる状態となっています。わが国はあくまで平和的手段により解決するとの基本方針に立ち、あらゆる機会をとらえて粘り強く交渉を続けていますが、いまだ解決をみるに至っていません。

こうした状況の中で、一日も早く竹島の領土権を確立し、漁業の安全操業を確保するためには、私たち一人ひ

とりが竹島問題を正しく理解し、国民的世論を盛り上げていくことが必要です。

竹島に関する日本の歴史を振り返ると、竹島が発見された正確な年月は不明ですが、遅くとも江戸時代初期には日本人に知られていました。

元和四(一六一八)年ごろから、米子の大谷甚吉、村川市兵衛という人たちが幕府から許可を得て現在の韓国鬱陵島(当時「竹島」と呼ばれていた)へ渡り、アワビ、アシカなどの漁猟、木竹の伐採などを行っていました。この鬱陵島へ行く途中の寄港地として、また漁猟地として竹島(当時「松島」と呼ばれていた)を利用していました。寛文元(一六六一)年ごろからは、「松島」(こんにちの竹島)へも正式に幕府の許可を得て渡航するようにになりました。

その後、江戸幕府は朝鮮との争いのため、元禄九(一六九六)年に鬱陵島への渡航を禁じましたが、松島(今日の竹島)については渡航を禁じませんでした。天保年間(一八三六年頃)に浜田の今津屋八右衛門という人が禁令を破って鬱陵島へ行った廉で処罰されましたが、その裁判記録中には、松島へ行く名目で渡海したとあります。松島の知見は、書物や地図に記録され江戸時代を通じて維持されました。

明治時代に入り、日本人による鬱陵島への渡航が再び始まりました。多くの漁民が鬱陵島に行くようになり、

その途中竹島に寄航していました。明治二〇年代の終わりごろからは、隠岐の住民たちが竹島でアワビ、アシカなどの漁猟に従事していました。

このように、竹島は歴史的にみて日本の領土であることは疑いありません。

また、国際法に照らして竹島の領有権を検証してみま

しょう。

明治三七（一九〇四）年、隠岐島の住人・中井養三郎という人が、竹島においてアシカ猟を行うため政府に竹島の領土編入及び貸与を願いました。これに対して政府は、同三八（一九〇五）年一月二八日の閣議において同島を正式に「竹島」と命名し、本邦所属、島根県隠岐

表1 竹島に関する年表（20世紀以降）

明治37 (1904) 年 9月29日	隠岐の中井養三郎、内務・外務・農商務省に竹島の領土編入と貸下げを出願
明治38 (1905) 年 1月28日	閣議で竹島と命名し、本邦所属、島根県隠岐島司の所管とするを決定
2月22日	島根県知事、「島根県告示第40号」で竹島の名称と所管を告示
5月17日	島根県、竹島を隠岐国四郡の官有地台帳に登録
6月5日	島根県知事、中井養三郎外3名に対しアシカ漁業の許可をする
7月22日	海軍人夫38名竹島に上陸し、仮設望楼を建てる
8月19日	島根県知事松永武吉、随員3名とともに海軍用船京都丸にて竹島視察
明治39 (1906) 年 3月	島根県第三部長神西由太郎外43名、竹島の実態を調査
昭和14 (1939) 年 4月24日	島根県隠岐郡五箇村議会、竹島を五箇村の区域に編入することを議決
昭和15 (1940) 年 8月17日	島根県、竹島の公用を廃し、海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継ぐ
昭和20 (1945) 年 11月1日	海軍省消滅に伴い、竹島は大蔵省所管になる
昭和27 (1952) 年 1月18日	韓国大統領李承晩、海洋主権宣言（李承晩ライン宣言）により竹島の領有を主張
昭和28 (1953) 年 6月27日	島根県、海上保安庁協働で竹島を調査し、韓国人6名に対し退去命令をし、領土標識（木柱）を建てる
昭和29 (1954) 年 9月25日	日本政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を韓国に提議
昭和40 (1965) 年 6月22日	日韓基本関係条約調印、竹島問題は解決せず
昭和40 (1965) ～ 51 (1976) 年	島根県知事、県議会議長連名で国に対して竹島の領土権確保を要望
昭和52 (1977) 年 3月19日	島根県議会、竹島の領土権確立及び安全操業の確保について決議
4月27日	島根県竹島問題解決促進協議会（促進協）設立
昭和52 (1977) ～ 平成7 (1995) 年	促進協、国に対して竹島の領土権の確立及び安全操業の確保を要望
昭和62 (1987) 年 3月11日	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議設立
昭和57 (1982) ～現在	国への重点要望として竹島の領土権及び安全操業の確保を要望
平成16 (2004) 年 3月15日	島根県議会、国における「竹島の日」制定について意見書を採択
10月25～26日	島根県、「竹島の日」制定を国へ要望
平成17 (2005) 年 3月16日	島根県議会、本会議で「竹島の日を定める条例案」を賛成多数で可決
3月25日	島根県知事、条例を公布・施行（島根県条例第36号）

島司の所管とする旨を決定しました。これに基づいて、島根県知事は同年二月二二日付けの「島根県告示第四〇号」をもってその内容を公示しました。

さらに同年には、隠岐国四郡の官有地台帳への登録、漁業取締規則によるアシカ漁業の許可、仮設望楼の設置、知事の視察、また翌三九（一九〇六）年には島根県第三部長らの現地実態調査が行われ、その後も漁業者への官



今年2月22日に開催された「竹島の日」記念式典。

有地の貸付と使用料の徴収など、行政権の行使が継続して行われました。

国際法上領土取得の要件は、「国家による当該土地の実効的な占有」です。日本は竹島に対して歴史的な権原をもっていました。二〇世紀以降の措置によって近代国際法上の要件も完全に充足されました。

竹島は、国際法に照らしてもわが国固有の領土であることは明らかです。

――三回目の「竹島の日」を迎えて

島根県は、二月二二日を「竹島の日」と定める条例を平成一七（二〇〇五）年三月に制定し、わが国の固有の領土である竹島の領土権の確立に向けた取り組みを積極的に推進しています。

本年二月二二日の「竹島の日」には、記念行事として島根県民会館中ホールにおいて、「竹島の日記念式典」と「領土問題講演会」を、島根県、竹島北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県議会の三者の主催で開催しました。

三回目を迎えた本年は、初めて全国的な組織として日本青年会議所の代表をお招きしたのをはじめ、県選出の国会議員や県内市町村長など、多くの御来賓の方に参加いただきました。また、公募による一般参加者、県民会

議加入団体などの連携団体からの参加者など、昨年を上回る約五〇〇人に参集していただきました。

あいさつに立った溝口善兵衛島根県知事は、昨年四月にオープンした「竹島資料室」や、インターネットで竹島問題に関する研究成果を発表する「Web竹島問題研究所」の開設（図3）など、この一年の取り組みを紹介するとともに、竹島の領土権の確立に向け、今後とも国に対し竹島問題の早期解決を強く求めていくことを述べ、さらに「竹島問題の解決は国民の理解や世論の盛り上げが不可欠」と参集者に支援と協力を訴えました。

また、来賓あいさつとして日本青年会議所の内山智一朗副会頭から、竹島問題について島根県と連携して全国レベルでの啓発活動に取り組み考えを表明していただきました。

竹島が属する隠岐島からは、竹島領土権確立隠岐期成同盟会会長の松田和久隠岐の島町長から、進

展が見られない外交交渉や国内啓発などの政府の動きに対し、「領土問題を所管する部署を設けることが最優先課題である」との切実な訴えがありました。

記念式典に続き、兵藤長雄元東京経済大学教授と下條正男拓殖大学教授による「領土問題講演会」を開催しました。

兵頭長雄氏は、外務省での経験などをもとに、北方領土問題の現状や問題点、竹島問題との関連について述べられ、「領土問題は日本に欠如している主権意識を本当に取り戻せるかどうかの試金石になるだろう。返還実現は、最終的に幅広い国民の支持が決める。竹島、北方領土の両問題の連携した啓発が必要だ」との興味深い講演をしていただきました。

続いて、下條正男氏は、竹島問題の韓国側の主張は史実に明確な論拠がないことなどを、映像や地図を使い詳しく説明されたうえで、李明博大統領の就任で、新たな局面を迎える日韓関係を分析し、



図3 「Web竹島問題研究所」トップ画面

「いまこそ日本政府や国会議員がアピールする好機であり、竹島問題解決に向け、両国が冷静に対話をする機会を作れるよう、積極的に働きかけて欲しい」と述べられました。

また、記念式典の会場ロビーでは、今回、初めての試みとして「竹島グッズ」の販売を行いました。県内業者により新たに商品化された日本酒や黒曜石のアクセサリーなどが販売され、売り切れになるものも出るなど、竹島を身近に考えていただく良い機会となりました。

記念式典の当日は、韓国の政治団体から抗議行動もありましたが、大きな混乱もなく行事を終えることが出来ました。領土問題については史実に基づく冷静な議論が必要であり、竹島問題の解決と真の友好関係を築くため、今後も研究者などによる意見交換を働きかけていきたいと考えています。

そのほか「竹島の日」記念事業としては、県庁前にある旧博物館内の竹島資料室での特別展示を三月二一日まで開催しました。内容は江戸期に水戸藩の地理学者・長久保赤水が描いた竹島を含む日本図や、韓国側と見方が異なる竹島と日露戦争に関する資料など、竹島が日本領であることを実証する資料を公開しました。また、島根デザイン専門学校生が作成した、竹島が最後の生息地といわれるニホンアシカのイラストも展示し、観覧者にいろいろな観点から竹島問題を考えていただきました。

竹島の領土権確立を目指して

現在の「離島振興法」第一条では、離島を「我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている」ものと位置づけ、離島の国家的役割が謳われています。また、昨年四月に成立した「海洋基本法」では、国際協調の下で新たな海洋立国を実現することの重要性和国の離島に対する保全への責務が明確化されたところです。

竹島は国境の島として、漁業資源や海洋資源開発など、わが国領域と排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っております。竹島の領土問題の解決は、離島の持つ国家的役割を果たすうえで基本的かつ大前提となるものと考えます。

もとより領土問題は、国家が責任を持って外交交渉により平和的に解決されるべき問題ですが、これを強く後押しする国民世論の広がりが必要不可欠です。島根県は、さまざまな啓発活動を通じて県内外に情報発信をするとともに、国に対し、新たな外交交渉の展開や所管組織の設置などについて要望活動を粘り強く続けていきます。

竹島の領土権確立は、離島だけにとどまらず、日本の将来に関わる問題でもあり、全国の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。